

令和 8 年度原田処理場 3 系汚泥処理汚泥配管洗浄業務 仕様書

1. 適用

本仕様書は、豊中市上下水道局（以下「発注者」という。）が発注する「令和 8 年度原田処理場 3 系汚泥処理汚泥配管洗浄業務」（以下「業務」という。）に係る委託契約書及び設計図書の内容について、必要な事項を定めることで、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 目的

本業務は、豊中市が管理する原田処理場（以下「処理場」という）の配管内の汚泥等を洗浄することを目的とする。

3. 一般事項

- （１） 作業日時は、原則として平日午前 9 時から午後 5 時までとする。これ以外の日時に作業を行う場合は、発注者と事前に協議し承諾を受けるものとする。
- （２） 業務実施に当たっては発注者と十分に協議を行い、誠意をもって作業にあたるものとする。

4. 業務内容

- （１） 本業務は、作業従事者が処理場に入り、超高压洗浄車及び強力吸引車を操作して、閉塞している配管等を洗浄、吸引し、吸い上げた汚泥等は処理場内の発注者が指定する場所へ排出するものである。また、施工後は配管内カメラ調査を行い、洗浄が完了したことを確認すること。作業従事者は清掃技師、清掃作業員、超高压洗浄車運転手、強力吸引車運転手とする。
- （２） 超高压洗浄車の仕様は、4.0t、エンジン出力 143kW、または同等以上、強力吸引車の仕様は、4.0t、エンジン出力 154kW、または同等の性能を有するものとし、場内マンホール及び 2 系沈砂投入シュートへの排出が可能な構造のものとする。
- （３） 業務日数は 4 日とする。（業務日数は増減することがある。）
作業日程は発注者と協議により決定する。

5. 提出書類についての留意事項

- （１） 受注者は、別に定める書類を遅滞なく提出しなければならない。
- （２） 提出した書類の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出する。

6. 業務に実施に当たっての留意事項

- （１） 受注者は、現場作業中は業務責任者を原則常駐させて、作業現場の安全確保に努め、円滑迅速に業務を遂行しなければならない。
- （２） 受注者は本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。また、関係者及び第三者に災害のないよう安全確保に努めること。

- (3) 受注者は、作業前に安全を確認してから、作業に入ること。また、必要に応じて換気を行うとともに、酸素濃度及び硫化水素濃度の常時測定も行い、常時安全管理に徹底すること。
- (4) 受注者は、現場作業開始及び終了時には、発注者まで連絡し、退出時には火気等の安全確認を確実にすること。
- (5) 受注者は、無断で処理場施設内に立ち入ってはならない。また、指示された場所以外で火気を使用してはならない。
- (6) 受注者は、業務について質疑が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (7) 本業務にて使用する洗浄水は、受注者の負担とする。

7. 一括再委託等の禁止

契約書第 10 条第 1 項にかかる、再委託できない主たる部分は以下のとおりとする。また、第 2 項の再委託できない指定部分、及び第 3 項の承諾要しない再委託可能な軽微な部分は以下のとおりとする。

【主たる部分】
配管洗浄

【指定部分】
—

【軽微な部分】
簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）

8. 事故発生時の処置

委託現場において万一事故が発生した場合、受注者又は業務責任者は、被害が拡大しないようあらゆる措置を講じるとともに、監督職員に連絡し必要な指示を受けること。また、必要に応じて関係機関に連絡及び報告をすること。

9. 不当介入に対する報告・届出等

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成 24 年 2 月 1 日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者（当該契約を所管する所属長）への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに、発注者に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、

及び届け出るものとする。

- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

10. 誓約書

- (1) 豊中市暴力団排除条例の施行（平成 25 年 10 月 1 日）に伴い、受注者は、契約金額が 500 万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。
- (2) 元請負人の誓約書は、契約締結日までに提出すること。
- (3) 下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する前に元請負人を通じて担当課へ提出すること。その際、再委託承諾申出書とあわせて提出すること。

11. その他

- (1) 処理場内は 20km/h 以下で走行すること。
- (2) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、これを定めるものとする。

付則－１ 提出書類

提出書類一覧表

提出書類	部数	提出期日	備考	様式
業務委託契約書	2	落札後速やかに		有
業務責任者届	1	契約後速やかに		有
労災保険成立証明書	1	契約後速やかに		
再委託承諾申出書	1	再委託を行う場合 再委託契約前に提出	電子メールで申請	有
誓約書（下請用）	1	再委託承諾申出書提出時	10 誓約書 参照	有
打合せ議事録	1	そのつど		有
車両登録届	1	そのつど	各車両に提示証	有
業務計画書	1	作業日 7 日前まで		
電源・用水・用地・火気等 使用願	1	作業日 7 日前まで		有
場内道路規制願	1	作業日 7 日前まで		有
休日作業願	1	作業日 7 日前まで		有
業務体系図	1	現場着手まで	再委託がある場合	
日報	1	毎日		
各官公庁届出書類の写し	1	そのつど	申請書類を含む	
災害・事故速報	1	そのつど		
事故発生報告書	1	そのつど		
完了報告書	1	業務完了後速やかに		
業務記録写真帳	1	業務完了後速やかに	電子記録媒体を含む	
請求書	1	業務完了後速やかに		
発注者が指示した書類	1	そのつど		